

令和4年9月8日

那珂川市長 武末 茂喜 様

那珂川市特別職報酬等審議会  
会 長 牟 田 正 人

那珂川市議会議員の報酬及び市長、副市長、教育長の給料額について(答申)

令和4年3月30日付け、3那人秘第2061号をもって貴職から諮問のあった「那珂川市議会議員の報酬の額及び市長、副市長、教育長の給料の額の改定額並びに改定実施時期について」に関しまして、下記のとおり答申いたします。

#### 記

本審議会は、那珂川市長の諮問を受け、数次にわたり慎重に審議を重ねてまいりました。

本市の議員等特別職の報酬等の額については、平成22年4月1日の改定を最後に、12年以上改定が行われておりません。この間、平成30年10月には市制が施行され、本市を巡る状況にも大きな変化がありました。

現行の特別職報酬等の額について、本市を含む県内29市で比較いたしますと、市長、副市長及び教育長の給料額については、人口規模も考慮すると、概ね妥当な金額にあると考えられます。しかしながら、議員報酬については、他市と比べても低い状況にあり、本審議会では、議員報酬の妥当性及び改定の要否について重点的に審議・検討を行いました。その結果、議員報酬を増額改定することが適切であることを、賛成多数により決定いたしました。

改定額については、近隣市や複数の類似団体との比較検討を行った結果、「人口」と「産業構造」に基づいて設定された都市の類型のうち、福岡県内で本市と同様にⅡ-3に分類される小郡市、古賀市、福津市、太宰府市及び宗像市が、本市の発展状況等とも近似しており、これらの市を基準として定めることが最も妥当であると判断しました。

改定実施時期については、令和5年度からの引き上げが適当と考えられるところですが、新型コロナウイルス感染症の影響下において、市財政の急激な負担増を避けるためには、令和5年度から7年度にかけての段階的な引き上げとすることが妥当であると考えられます。

以上により、本審議会としては、市長、副市長及び教育長の給料については改定を行わず、市議会議員報酬について以下のとおり改定を行うことが適切である旨、答申します。

## 【改定額の考え方】

### 類似団体※の報酬等額(月額)との比較

|          |      | 市長    | 副市長   | 教育長   | 議長    | 副議長   | 委員長   | 議員    |
|----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 類似団体     | 小都市  | 900千円 | 725千円 | 665千円 | 520千円 | 465千円 | 450千円 | 440千円 |
|          | 古賀市  | 875千円 | 689千円 | 656千円 | 495千円 | 436千円 | 413千円 | 400千円 |
|          | 福津市  | 850千円 | 701千円 | 641千円 | 464千円 | 414千円 | 397千円 | 388千円 |
|          | 太宰府市 | 919千円 | 764千円 | 684千円 | 540千円 | 486千円 | 454千円 | 444千円 |
|          | 宗像市  | 848千円 | 681千円 | 638千円 | 533千円 | 474千円 | 449千円 | 441千円 |
| 類似団体平均   |      | 878千円 | 712千円 | 657千円 | 510千円 | 455千円 | 433千円 | 423千円 |
| 那珂川市(現行) |      | 848千円 | 692千円 | 632千円 | 366千円 | 318千円 | 306千円 | 300千円 |
| 対類似団体比率  |      | 96.5% | 97.2% | 96.2% | 71.7% | 69.9% | 70.7% | 71.0% |
| 那珂川市(改定) |      | 改定なし  | 改定なし  | 改定なし  | 493千円 | 439千円 | 418千円 | 408千円 |
| 改定後比率    |      | —     | —     | —     | 96.6% | 96.5% | 96.6% | 96.5% |
| 改定差額     |      | —     | —     | —     | 127千円 | 121千円 | 112千円 | 108千円 |

※ここでいう類似団体は、「人口(令和2年国勢調査)」と「産業構造(平成27年国勢調査)」に基づいて設定された都市の類型のうち、本市と同様にⅡ-3に分類される福岡県内の市を指す。

類似団体の特別職報酬等の額との比較を行い、市長給料に係る本市と類似団体平均との比率(96.5%)を基準として、議員等報酬の額に係る比率が同程度となるよう改定額を定めた。(千円未満四捨五入)

また、改定は下表のとおり令和5年度から7年度にかけて段階的に行うこととして、令和5年度及び令和6年度にそれぞれ改定差額の30%程度を増額し、令和7年度に改定差額の40%程度を増額する。

### 改定日及び報酬額(月額)

| 区分  | 改定日及び報酬額(月額) |          |          |
|-----|--------------|----------|----------|
|     | 令和5年4月1日     | 令和6年4月1日 | 令和7年4月1日 |
| 議長  | 404,000円     | 442,000円 | 493,000円 |
| 副議長 | 354,000円     | 390,000円 | 439,000円 |
| 委員長 | 339,000円     | 372,000円 | 418,000円 |
| 議員  | 332,000円     | 364,000円 | 408,000円 |